

別表(第2条、第3条、第4条及び第8条関係)

種 目	支 給 対 象 者	性 能	備 考	耐用年数	基 準 額
浴槽 (湯沸器含む)	原則として学齢児以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	浴槽は和式、洋式を問わず、対象者の使用に便利であるもの 湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	湯沸器の支給は原則として浴槽と同時に行うものとする。ただし、区長が必要と認める場合にあっては、この限りでない。	8年	浴槽 (湯沸器含む) 141,200円 浴槽のみ 58,300円 湯沸器のみ 104,900円
入浴担架	原則として3歳以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの		5年	洋式 82,400円 和式 133,900円
入浴補助用具	①原則として3歳以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を要する者 ②難病患者等で、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	基準額内の場合は併給することができるものとする。	8年	90,000円

移動用リフト	<p>①原則として3歳以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者</p> <p>②難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害を有する者</p>	<p>①床走行式 つり具またはいす等の台座を使用して対象者を持ち上げ、キャスターで床を移動し、目的の場所に人を移動させるもの</p> <p>②固定式 居室・浴室等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具またはいす等の台座を使用して対象者を持ち上げ、移動させるもの</p>	<p>左記の性能を有する</p> <p>①、②のいずれか1種を支給対象とする。</p> <p>対象者及び介護者の使用が容易であり、安全性に配慮されたもの</p> <p>ただし、天井走行型又は設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	4年	<p>①床走行式 430,000円</p> <p>②固定式 550,000円</p> <p>※基準額内でのスリングシートの購入を可とする。</p>
移動・移乗支援用具	<p>①原則として3歳以上の身体障害者(児)で、平衡機能、下肢又は体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を要する者</p> <p>②難病患者等で、下肢又は体幹に障害を有する者</p>	<p>転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。</p> <p>ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>基準額内の場合は併給することができるものとする。</p>	8年	60,000円
便器	<p>①原則として学齢児以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者</p> <p>②難病患者等で、常時介護を要する者</p>	<p>手すりのついた腰かけ式のもの。</p> <p>ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>		8年	16,500円

<p>特殊便器</p>	<p>①原則として学齢児以上の身体障害者(児)で、上肢障害の程度が1級又は2級の者 ②原則として学齢児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難な者 ③難病患者等で、上肢機能に障害を有する者</p>	<p>足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び対象者の介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>		<p>8年</p>	<p>151,200円</p>
<p>失禁防止用シート</p>	<p>原則として3歳児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度の者</p>	<p>失禁による汚染若しくは損耗を防止するためのシートにビニール等を加工したもの</p>		<p>5年</p>	<p>5,000円</p>

<p>じょくそう防 止用マット</p>	<p>①原則として3歳児以上18歳未満の身体障害児で、下肢又は体幹機能障害の程度が、1級又は2級の者 ②原則として18歳以上の身体障害者で、下肢又は体幹機能障害の程度が、1級の者（常時介護を要する者に限る。） ③難病患者等で、寝たきり状態にある者</p>	<p>①静止型 水等によって減圧による体圧分散効果をもつもの ②エア型 送風装置又は空気圧調整装置を備えたもの</p>	<p>左記の性能を有する ①、②のいずれか1種を支給対象とする。 対象者における寝たきり状態とは、東京都身体障害者手帳に関する規則第5条に基づく東京都身体障害認定基準に定める肢体不自由（下肢又は体幹）の1級又は2級と同程度のものとする。 ②エア型の支給は、医師の意見書等により真に必要性が認められる者に限る。</p>	<p>5年</p>	<p>①静止型 55,000円 ②エア型 120,000円</p>
<p>頭部保護帽</p>	<p>身体障害者（児）、知的障害者（児）又は精神障害者（児）で、てんかんの発作その他の理由により頻繁に転倒する者</p>	<p>①頭部保護帽 A スポンジ、皮を主材料として製作され、転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの ②頭部保護帽 B スポンジ、皮、プラスチックを主材料として製作され、転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの</p>	<p>左記の性能を持つ ①、②のいずれか1種を支給対象とする。 右記の価格はオーダーメイドに適用するものとし、レディーメイドについては右記の価格の80%とする。</p>	<p>3年</p>	<p>頭部保護帽 A 15,656円 頭部保護帽 B 37,852円</p>

訓練いす	原則として3歳以上18歳未満の身体障害児で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	原則として対象者が日常生活を送る訓練を行うためのテーブルが付属しているもの		5年	33,100円
携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の身体障害者(児)で、音声機能若しくは言語機能障害の者又は肢体不自由の障害で、音声言語の著しい障害を有する者	対象者が容易に使用し得るものであって、次に掲げるいずれかの機能を有するもの ①携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能 ②携帯式で発声を補助する機能		5年	285,000円
火災警報器	①身体障害者(児)で、障害の程度が1級又は2級の者 ②知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度の者 ③精神障害者(児)で、障害の程度が重度の者 (①・②・③のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音、光、臭気、振動又は触覚を用いて知らせ得るもの		8年	31,000円
自動消火装置	①身体障害者(児)で、障害の程度が1級又は2級の者 ②知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度の者 ③精神障害者(児)で、障害の程度が重度の者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	原則として火災警報器と一体として支給する。	8年	28,700円

	<p>④難病患者等 (①・②・③・④のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)又は難病患者等のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。)</p>				
特殊寝台(介護用ベッド)	<p>①原則として学齢児以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者 ②難病患者等で、寝たきりの状態にある者</p>	<p>サイドレールが取り付けられている又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能を有するもの ①使用者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能 ②床板の高さが無段階に調整できる機能</p>	<p>対象者における寝たきり状態とは、東京都身体障害者手帳に関する規則第5条に基づく東京都身体障害認定基準に定める肢体不自由(下肢又は体幹)の1級又は2級と同程度のものとする。</p>	8年	162,800円
体位変換器	<p>①原則として学齢児以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。) ②難病患者等で、寝たきりの状態にある者</p>	<p>対象者の体位を変換させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの</p>	<p>対象者における寝たきり状態とは、東京都身体障害者手帳に関する規則第5条に基づく東京都身体障害認定基準に定める肢体不自由(下肢又は体幹)の1級又は2級と同程度のものとする。</p>	5年	15,000円

特殊尿器	<p>①原則として学齢児以上の身体障害者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。）</p> <p>②難病患者等で、自力で排尿できない者</p>	尿が自動的に吸引される機能を有し、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの		8年	84,000円
ポータブルレコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	<p>①録音再生機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識ができ、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書を再生する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの</p> <p>②再生専用機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識ができ、かつ、DAISY方式により記録された図書を再生する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの</p>	<p>左記の性能を有する ①、②のいずれか1種を支給対象とする。</p> <p>左記の性能を有するポータブルレコーダーの操作が困難であると区長が認めた場合に限り、磁気テープなどのテープ状の記録媒体に、録音並びに再生する機能をもつもの（テープレコーダー）を支給することができるものとする。</p>	6年	<p>①録音再生機 85,000円</p> <p>②再生専用機 35,000円</p>
視覚障害者用時計	学齢児以上の身体障害者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	<p>①音声式 音声で時刻を告げる機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの</p> <p>②触読式 指の触覚によって時刻を読み取れ</p>	左記の性能を有する ①、②のいずれか1種を支給対象とする。	10年	<p>①音声式 15,000円</p> <p>②触読式 14,000円</p>

		る機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの			
点字タイプライター	身体障害者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者（現に就学若しくは就労している者、又は就労が見込まれている者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの		5年	63,100円
視覚障害者用体温計	原則として学齢児以上の身体障害者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの		5年	9,000円
視覚障害者用体重計	18歳以上の身体障害者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの		5年	18,000円
視覚障害者用血圧計	18歳以上の身体障害者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの		5年	10,000円
電磁調理器	①18歳以上の身体障害者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者 ②18歳以上の身体障害者で、上肢障害の程度が1級又は2級の者 ③18歳以上の身体障害者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者	対象者が容易に使用し得るもの		6年	25,000円

	<p>④18歳以上の身体障害者で、呼吸器障害の程度が1級又は3級で、在宅酸素使用でガス調理器具の利用ができない者 (①・②・③・④のいずれも、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p> <p>⑤18歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度又は重度の者</p>				
視覚障害者用 拡大読書器	<p>原則として学齢児以上の身体障害者(児)で、視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者</p>	<p>対象者が容易に使用し得るものであって、次に掲げるいずれかの機能を有するもの</p> <p>①画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せる機能</p> <p>②読みたいもの(印刷物等)を置くことで音声で読上げ、読書と同じ効果をもたらす機能</p>		8年	198,000円
暗所視支援眼鏡	<p>①原則として学齢児以上の身体障害者(児)で、視覚障害を有し、夜盲又は視野狭窄の症状がある者</p> <p>②難病患者等で、夜盲又は視野狭窄の症状がある者</p>	<p>暗所及び夜間において身体に装着することにより、光を増幅させ、広い範囲の景色を目の前の画面に映し出せるもの</p>	<p>支給にあたっては、医師の意見書等により真に必要性が認められる者、及び実機を体験し支給が必要と認められる者に限る。</p>	8年	395,000円

音響案内装置	原則として学齢児以上の身体障害者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	対象者が容易に使用し得るものであって、次に掲げるいずれかの機能を有するもの ①携帯型の送信機から必要なときに電波を送り、目標物に設置した受信機から音声が発生させる機能 ②歩行時間延長信号機の歩行者用の青色点灯時間を通常より長くする操作ボタンを直接押すことなく、遠隔操作が可能な機能	視覚障害の程度が2級の者は、左記の性能欄の②に掲げる機能を持つ歩行時間延長信号機用小型送信機のみを支給対象とする。	10年	51,000円
点字ディスプレイ	原則として18歳以上の身体障害者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者 （原則として点字ディスプレイを使用することで、社会参加が見込まれる者のうち、現に就学若しくは就労している者、又は就労が見込まれている者に限る。）	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの		6年	383,500円
活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上の身体障害者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの		6年	99,800円
点字図書	原則として学齢児以上の身体障害者（児）で、視覚障害を有し、主に点字によって情報を入手している者	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書	年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括し	—	点字図書の価格

			て購入する必要があるものはこの限りでない。		
屋内信号装置	18歳以上の身体障害者で、聴覚障害の程度が2級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	起床時刻、出入り口の呼び鈴、乳児の鳴き声等を光、振動、大きな音等により知覚できるもの		10年	87,400円
聴覚障害者用通信装置（ファックス）	原則として学齢児以上の身体障害者（児）で音声機能若しくは言語機能又は聴覚機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの		5年	30,000円
フラッシュベル	原則として学齢児以上の身体障害者（児）で、音声機能若しくは言語機能又は聴覚障害の程度が3級以上の者	電話やファックス等が届いたことを光で知らせる機器で、対象者が容易に使用し得るもの		10年	12,400円
情報受信装置	身体障害者（児）で、聴覚障害を有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	対象者が容易に使用し得るものであって、次に掲げる機能を有するもの ①字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したも		6年	88,900円

		<p>のを画面に出力する機能</p> <p>②災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信する機能</p>			
会議用拡張器	原則として学齢児以上の身体障害者(児)で、聴覚障害の程度が4級以上の者	指向性マイク、磁気ループ又はワイヤレスシステム等を用いて、会議や講演会の音声を確実に集音することが可能な機器で、対象者が容易に使用し得るもの		6年	38,200円
携帯用信号装置	原則として学齢児以上の身体障害者(児)で、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上の者	送信機から受信機への合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの		6年	20,200円
ガス安全システム	<p>①18歳以上の身体障害者で、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者(喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p> <p>②18歳以上の身体障害者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p>	警報器から遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの		8年	42,200円
酸素吸入装置	原則として18歳以上の身体障害者で、呼吸器機能障害の程度が原則と	酸素ボンベ、スタンド、吸入マスクを一体とするもの		10年	46,400円

	して3級以上の者（医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師意見書等により酸素吸入装置の使用を認められた者に限る。）				
酸素ボンベ運搬車	原則として18歳以上の身体障害者で、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上の者（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及び日常生活用具として酸素吸入装置の支給を受けた者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの		10年	17,000円
ネブライザー（吸入器）	①身体障害者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者、又は呼吸器機能障害の程度が3級以上と同程度の障害を有し、ネブライザー（吸入器）の使用が必要と認められる者 （程度対象外等の場合は医師の意見書等の提出により支給可とする。） ②難病患者等で、呼吸機能に障害を有する者	対象者が容易に使用し得るもの	電気式たん吸引器と一体の機器の場合は、基準額を合算することとする。	5年	36,000円
電気式たん吸引器	①身体障害者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者、又は呼吸器機能障害の程度が3級以上と同程度	対象者が容易に使用し得るもの	ネブライザー（吸入器）と一体の機器の場合は、基準額を合算す	5年	56,400円

	<p>の障害を有し、電気式たん吸引器の使用が必要と認められる者 (程度対象外等の場合は医師の意見書等の提出により支給可とする。)</p> <p>②難病患者等で、呼吸機能に障害を有する者</p>		ることとする。		
空気清浄器	18歳以上の身体障害者で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの		6年	33,800円
透析液加温器	原則として3歳以上の身体障害者(児)で、人工透析を必要とする者(医師の意見書等により、自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行っていることが確認できる者に限る。)	自己連続携行式腹膜灌流法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの		5年	72,100円
ルームクーラー	18歳以上の身体障害者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した者(医師の意見書等により、体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。)	対象者が容易に使用し得るもの		6年	172,100円
情報・通信支援用具	<p>①原則として学齢児以上の身体障害者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級を有し、パソコン・タブレット端末等を使用することで、社会参加が見込まれる者</p> <p>②原則として学齢児以上の身体障害</p>	<p>①視覚障害者(児)向け (ア)画面音声化ソフト、画面拡大ソフト等の、視覚障害者(児)向けのパソコン・タブレット端末等の周辺機器及びソフト (イ)ワンセグラジオ(「点字表記」又</p>	ワンセグラジオのみを希望する場合は、パソコン・タブレット端末等の使用をしない者に対しても支給対象とする。	5年	100,000円(ワンセグラジオについては29,000円)

	者（児）で、上肢機能障害の程度が1級又は2級を有し、パソコン・タブレット端末等を使用することで、社会参加が見込まれる者	は音声ガイド機能のあるもの) ②上肢機能障害者（児）向け インテリキー、ジョイスティック等の上肢障害者向けのパソコン・タブレット端末等の周辺機器及びソフト	基準額内の場合は併給することができるものとする。		
点字器	原則として学齢児以上の身体障害者（児）で、視覚障害を有する者	①標準型 A 32マス18行両面書真鍮板製 B 32マス18行両面書プラスチック製 ②携帯型 A 32マス4行片面書アルミニウム製 B 32マス12行片面書プラスチック製		①標準型 7年 ②携帯型 5年	標準型 A 10,712円 標準型 B 6,798円 携帯型 A 7,416円 携帯型 B 1,699円
人工喉頭	身体障害者（児）で、音声機能障害を有する喉頭摘出者。ただし、埋込型用人工鼻については、医師意見書等により、常時埋込型の人工喉頭を使用することが確認できる者に限る。	①笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内で導き構音化するもの ②電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内で導き構音	左記の性能を有する ①、②、③のいずれか1種を支給対象とする。 埋込型用人工鼻については、医療保険その他の制度適用外のもの	①笛式 4年 ②電動式 5年	①笛式 5,250円 ②電動式 73,605円 ③埋込型用人工鼻

		<p>化するもの</p> <p>③埋込型用人工鼻</p> <p>喉に開けた穴から気管と食道の壁に弁を埋め込み、肺の空気が口方向に流れるようにして発声するもの</p>	に限る。	③埋込型人工鼻 —	(月額) 23,760円
歩行補助杖 (一本杖のみ)	学齢児以上の身体障害者(児)で、下肢若しくは体幹機能又は内部障害を有し、現に歩行に支障がある者	<p>①木材</p> <p>②軽金属</p>	左記の性能を有する ①、②のいずれか1種を支給するものとする。	3年	<p>①木材 2,420円</p> <p>②軽金属 3,300円</p>
収尿器	身体障害者(児)で、高度の排尿機能障害を有する者	<p>①男子用</p> <p>②女子用</p>		—	<p>①男子用 (月額) 8,085円</p> <p>②女子用 (月額) 8,925円</p>
ストマ装具等	身体障害者(児)で、直腸又はぼうこう機能障害を有するストマ造設者	<p>①消化器系装具(直腸機能障害者(児)向け)</p> <p>ラテックス又はプラスチックフィルム(皮膚保護剤含む)を材料として製作され、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋</p>		—	<p>①消化器系装具 (月額) 8,858円</p> <p>②尿路系装具 (月額)</p>

		<p>及び洗腸装具、サラシ、ガーゼ等の関連商品</p> <p>②尿路系装具（ぼうこう機能障害者（児）向け）</p> <p>ラテックス又はプラスチックフィルムを材料として製作され、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋（尿処理用のキャップ付）及びサラシ、ガーゼ等関連商品</p>			11,639 円
紙おむつ等	<p>①身体障害者（児）で、脳性麻痺等の脳原性運動機能障害を有し、意思表示が困難な者</p> <p>②身体障害者（児）で、直腸又はぼうこう機能障害を有し、かつ高度の排便又は排尿機能障害を有する者</p> <p>③身体障害者（児）で、直腸又はぼうこう機能障害を有し、かつストマの著しい変形やストマ周辺の著しい皮膚のびらん等のため、ストマ用装具を装着できない者</p> <p>（①、②、③のいずれも身体障害者福祉法第15条又は障害者総合支援法第59条に規定する医師の意見書等により、自己又は他者による紙おむつ以外での排せつ処理ができないことを認められた者に限る。）</p>	紙おむつ及び尿取りパッド、お尻拭き等紙おむつの関連商品	平成 18 年 9 月以前の支援費制度による補装具給付において、紙おむつの交付を受けていた身体障害者（児）については、左記対象者の条件にかかわらず、支給対象とする。	—	<p>（月額）</p> <p>12,360 円</p>

	④身体障害者（児）で、二分脊椎による障害を有する者				
カーシート	原則として3歳以上の身体障害者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者（座位の保てない者に限る。）	自動車内で専用を使用し、対象者の座位を保持できるもので、自動車のシートに確実に固定できるもの		3年	50,000円
動脈血中酸素飽和測定器 （パルスオキシメータ）	①身体障害者（児）で、在宅において、人工呼吸器を必要とする者 ②難病患者等で、在宅において、人工呼吸器を必要とする者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能で、対象者が容易に使用し得るもの		5年	157,500円